

# 迅速化(トラック)ワーキンググループの概要について

## 1. 設置の経緯

これまで、関東地方整備局 道路部 交通対策課と都県トラック協会様間で毎年個別に実施させて頂いた意見交換会の内容が、通行許可の迅速化に向けた意見交換が主となっていること、また、両者にとって有益な場となっていることから、迅速化検討部会の下部に迅速化（トラック）ワーキンググループを設置し、このワーキンググループで対応を図ることとした。

## 2. 設置要領・WGメンバー

設置要領：別紙のとおり

WGメンバー：関東・甲信越重量部会

## 3. 開催日

年 2 回程度実施

第 1 回：令和元年 9 月 1 1 日

第 2 回：令和 2 年 2 月 1 3 日（予定）

## 4. 主な内容（第 1 回）

- ・特車申請処理の短縮について
- ・未収録区間の収録化について
- ・通行条件の緩和について
- ・その他

## 5. 開催風景



# 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 迅速化（トラック）ワーキンググループ設置要領

## （設 置）

第1条 この設置要領は、大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会通行許可迅速化検討部会（以下「迅速化検討部会」という。）の下に、迅速化検討部会設置要領第5条に基づき、迅速化（トラック）ワーキンググループ（以下「迅速化（トラック）WG」という。）を以下のとおり設置する。

## （組 織）

第2条 迅速化（トラック）WGは、迅速化検討部会長が指名するワーキングメンバー（以下「WGメンバー」という。）により構成する。

## （運 営）

第3条 迅速化（トラック）WGは座長を置かず、事務局の進行のもと、WGメンバーから意見を頂く方式とする。

2 必要に応じてWGメンバー以外の関係者等について迅速化（トラック）WGの参加並びに意見を頂くことを可能とする。

## （所 掌）

第4条 迅速化（トラック）WGは、次の事務を所掌する。

- （1）重量物運搬用特殊車両の迅速化に関すること。
- （2）その他、必要な事項に関すること。

## （事務局）

第5条 迅速化（トラック）WGの事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課において行う。

2 事務局は、迅速化（トラック）WG運営に必要な事務を行う。

## （雑 則）

第6条 この要領に定めるものの他、迅速化（トラック）WGの運営に関して必要な事項は、迅速化（トラック）WGに諮って定める。

## （附 則）

この要領は、令和元年9月11日から施行する。